

中小企業の会計に関する検討会 第12回 ワーキンググループ
議事要旨

日時:平成 24年 3月 16日(金) 10:00~12:00

場所:経済産業省別館 10階 1020 会議室

<普及・活用に係る各団体の取組について>

議事概要:下記の各団体から普及・活用の取組についてプレゼンの後、自由討議。
(プレゼン団体)

中小企業診断協会

日本税理士会連合会

日本公認会計士協会

全国銀行協会

全国信用金庫協会

全国信用組合中央協会

商工組合中央金庫

金融庁

普及方法には金利優遇などの実利が必要である。金融機関関係の3団体の考え方を伺いたい。

金利優遇等については全国信用金庫協会が判断するものではなく、各個別の信用金庫が判断するものであり、全信協の方から今の段階で申し上げることはできない。震災の影響や地場産業の衰退等により、信用金庫間でも経営にバラつきがあるため、一律に金利優遇等について適用するとは申し上げられない。

全銀協の立場としても、最終的には個別銀行の判断によるものと考えており、この場で金利優遇や新商品の開発等を申し上げることはできない。ご理解いただきたい。個別銀行の立場としても、まだ金利優遇等の議論がし尽くされていないため、現時点では言える状態ではない。信用保証協会の判断ではあるが、中小会計要領についても保証料割引制度を実施していたのであれば、引き続き運用に留意しつつ、利用させていただきたい。

信用組合中央協会としても、個々の組合の判断によるものと考えており、この場で申し上げることはできない。

団体のご事情はよく分かる。中小企業の実態を考えた場合、中小会計要領を基に、貸倒引当金や引当金をきちっと計上し、不良在庫についても評価損を計上し、減価償却についても相当の償却を行うということを中小企業がきちっとマスターできるようになれば、当然中小企業

の融資審査に相当貢献するはずである。金利優遇等だけではなく、中小会計要領をきちんとフォローしていけばそのような担保力も付いているという前向きな観点で、各個別の金融機関に対してご指導いただきたい。

金融関係団体には、各個別の金融機関に対して、金利優遇だけに拘らず担保面の優遇等でもよいので、何かしらのインセンティブを講じるようにご指導いただきたい。金融庁には、金融検査マニュアル等において、そのようなインセンティブ措置の取り組み状況をチェックするという形で記載していただければ、より一層金融機関も前向きに検討いただけるのではないかと思う。

ユーザーである中小企業の立場からすると、是非金融機関、保証協会にはインセンティブをお願いしたい。前向きに経営を実施している企業に金融インセンティブを与えるということは、大変効果的な普及策であると考えている。中小企業の立場から申し上げますと、これまで信用保証協会が実施してくれていた「中小指針」についての保証料割引制度については、各組合の理事長等からも大変高く評価するという声が多い。保証協会の割引制度についても、是非引き続きご検討いただきたい。

金融機関の自主的な取り組みによるものであり、団体の立場としては一律に言えないということは理解できるが、中小会計要領は初めて中小・零細企業の会計の透明化が図られるという会計ルールであり、団体から各金融機関に対しては是非前向きな取り組みを期待するという形でご指導いただきたい。保証協会も予算が付かなければ執行機関として保証料割引制度は難しいという実情もある。保証協会の制度が無いから各金融機関もインセンティブ措置を講じられないというのは問題であり、各金融機関が独自の目利きで取り組んでもらえるよう、ご指導いただきたい。日税連は組織を挙げて各金融機関と折衝を行うという提言をしており、これは日本の中小・零細企業を救い、また金融機関の動きを加速させる取り組みと考える。是非ご尽力いただきたい。

中小会計要領説明の研修に加えてパンフレット等の設置についても考慮されているが、設置するだけでは普及せず、活用と連結させて配布するような取り組みもお願いしたい。中小企業実態基本調査は平成 17 年から財務指標を公表しなくなったが、中小会計要領作成をきっかけに中小企業経営者が基本調査を活用し易くなるようにご検討いただきたい。

チェックリストを活用した優遇措置の導入について、金融機関と折衝を行うと記載しているが、このチェックリストについては近日中に機関決定する予定。チェックリストの案として、総論に記載されている基本的な視点も盛り込みたいと考えている。また、中小指針のチェックリストについては、目に余る運用があったという声や、経営者が理解していないといった声もあったと理

解しており、今回のチェックリストについては会計専門家の署名に加えて、中小企業の経営者が理解しているということが前提となるよう中小企業経営者の署名も求める構成を考えている。金融機関においても、これまでよりも経営者が理解して提出してきているということを勘案してご対応をお願いしたい。

支援機関の立場として申し上げますと、現場で指導をする上では経営者と一緒になって計画を策定したり金融機関と交渉を行ったりしており、その際に、中小会計要領は小規模企業の経営者にも手の届きやすい目標として利用できるものと認識している。最近の中小企業施策においても比較的規模の小さい企業が注目されており、保証協会や金融機関においても、中小企業全体を良くしようという観点から何かしらの優遇策をご検討いただきたい。

中小会計要領に基づく実務を進めるに際して、誰に相談すればよいのか分からないと普及の障壁になると思われる。各団体におかれては、普及させていく体制の中に、相談の窓口を設けるなどご検討いただきたい。もう一点、中小会計要領に準拠した計算書類は会社法上適正な計算書類であるということに重要な意味がある。金融庁の金融検査マニュアル等において、会社法上適正な計算書類を以って審査を行うべきと記載するのはどうか。また、会社法上の書類となると、会社法上の権利義務が生じることになるのであるから、例えば虚偽記載などの場合には責めを負う可能性があることなど、中小企業の方に理解してもらうように注意喚起することも必要ではないか。

今作成されている計算書類も会社法に従うものであり、中小会計要領の策定に伴って権利義務が発生したという形で推進していくのは問題がある。金融検査マニュアル等や日税連のチェックリストはなるべく早く公表されることを望む。中小会計要領は簡単といわれるが、過去に償却不足があった場合には、前期損益修正等を計上し、債務超過になる会社もあり、簡単ではない。債務超過を避けるためにそのまま償却不足を続ける企業と、正直に償却を行い、債務超過になった決算書を提出する企業とがある場合、正直者が馬鹿を見る形になるのは問題。金融機関はよく検討してほしい。金融庁には、中小会計要領の活用の仕方は各金融機関に任せたとしても、中小会計要領を尊重した取り組みを行うように指導してほしい。

上場企業の不祥事事例からその予防方法を考えるに、付け焼刃ではなく、関係者の普段からの取り組みが無ければ、監査等の必要な有事に十分な行動を行うことはできないのではないかと考える。本題に戻って、中小企業にとって中小会計要領が必要な場合は金融機関からの借入や返済緩和を申し出る際かと思うが、その際に中小企業が十分な説明を行うためには、普段から経営者が自社の経営状況を把握していることが必要である。経営者が、資金調達などが必要な際に、自社の状況を適切に語れることが大事なことであり、金融機関や士業、官庁においてもそのような視点から制度の設計・運用をしてほしい。

今回の中小会計要領は、会社計算規則に沿ったルールを策定しなければならないという視点で検討されており、260万社の中小企業を会社法の遡上に乗せたということが実務上非常に意味のあることと考えている。また、普及し、中小会計要領に準拠して作成された計算書類をどう活用していくかということも大事なところであると考えている。

中小企業診断士は会計を使って経営を良くしようという考え方で動いており、「管理会計」のようなところをもう少しクローズアップしてもよいのではないかと考える。企業の社長にとって、計算書類はお金を借りるときに付け焼刃で作成すればよいというものではなく、普段から会計を使って経営に活かしていくようにすることが大事であり、そのような方向から普及・活用策を検討してほしい。

これからの普及・活用を考えると、金融機関や会計専門家の役割は大きい。商工会議所の経営指導等においてもレベルアップを当然図っていく。このような大きな役割を担う機関が有機的に同一の歩調で普及・活用を図っていくことが重要であり、どのように活用まで持っていくのかをもう少し時間軸まで意識して考えていく必要がある。それが結果的に企業の経営改善に繋がっていくと考えている。また、インセンティブは色々あった方が大きな推進力になる。金融機関や保証協会においても、そのような観点からご検討いただきたい。金融庁、中小企業庁への期待も大きい。今後の中小企業政策においても、予算や施策の面で十分なお配慮をお願いしたい。官民が歩調を合わせていくことが重要である。日本商工会議所としても、もう少し時間軸までブレイクダウンして検討し、考えが纏まれば皆様に相談したい。

日本政策金融公庫は、今回創設された制度融資を推進していくことで、会計の普及・活用に貢献していきたい。ただし、そのためには民間金融機関と協調して行っていくことが重要と考えているので、今回の制度も民間金融機関と協調して進めていきたい。また、提出された決算書についても何かしらの分析を行い、企業の経営に役立つ情報を還元していきたい。また、金融機関だけでは限界があるので、会計専門家の方々にもご協力をいただきたいと考えている。

普及させるためには作成者側への誘引がいる。中小会計要領は、中小企業の経営者が理解できる会計という側面が強調されているが、あくまで中小企業の経営に役立つ会計を目指すものである。したがって、これまで会計を意識した経営をしてこなかった企業にとっては、中小会計要領への準拠は必ずしも容易ではない。従来から特に会計を重視してこなかった企業であっても、従業員が30人くらいまでの企業経営者は、経営に必要な事項を直観的に把握していたと思われる。ただ、この場合は経営者自身の財産等も含めた認識であり、事業体としての会計ではない。ここで重要なことは、このような企業でも中小会計要領に拠った会計を採用しようという誘引があるかということである。日税連さんが検討されているチェックリストに関しては、誰

のためのチェックリストかということが重要であろう。チェックリストは、あくまで財務諸表の作成者側のためのものであり、経営者に署名を求めるといった考え方は非常によいアプローチだと思う。インセンティブとしての金利優遇等を行う際にも、融資をする側に見る目がなければ機能しない。単にチェックリストの添付があれば優遇措置を講じるのではなく、経営者にヒアリングをし、本当に理解をしているかを確認するというような運用が必要である。インセンティブと、その運用を通して本当に中小企業の経営を向上させていくような仕組みが必要である。

内部管理のための管理会計ももちろん重要であるが、ワーキンググループで議論してきたことは会社計算規則上の外部報告のための計算書類であり、その計算書類がいかに関係者にとって役に立つのかという視点が重要。外部報告という観点からキャッシュフロー計算書の提出を義務化してはどうかという提案をしたこともあったが、中小企業が丸裸になるのはいかなるものかという議論や会社法上求められていないという意見があり、結局提出を求めないという形で収束している。一方で中国では小企業会計準則においてキャッシュフロー計算書の提出を求めているということもある。このように中小会計要領は中小企業にとって最低限何が必要かを考えて検討されているので、普及・活用を検討する上でもそのような視点を持って取り組む必要がある。

チェックリストは優遇策を得ることを主目的としているものではなく、あくまでも中小企業の会計の質を向上させることが主目的で作成されている。その結果優遇策等を得られればよいと考えている。また、チェックリストの作成は決して監査や保証業務ではなく、確認業務であることを伝えておく。

<報告書(案)について>

議事概要:事務局長より、各団体の取組にかかるプレゼンを受けて取りまとめた報告書(案)について説明。その後自由討議。

これまでの意見を非常に要領よく纏められていると思う。中小企業としても中小会計要領を積極的に活用していきたいと考えているし、出来るだけ多くの企業が活用していけるように勧めていきたい。中小企業にとって会計を行う最大の目的は資金調達である。会計を行うことについて、金融機関にどれだけ評価をしてもらえるかが大きな関心事。保証協会の会計割引制度について、財政が厳しいことなどから制度の運用を厳格化するのではなく、予算措置等を講じてでも推し進めていくことが本来の中小企業を助成するという観点からはあるべき姿ではないかと考えており、中小企業庁他関係省庁においてはそのような観点から中小企業施策を講じていただきたい。

取り組みのフォローアップを行うことは非常に重要であると考えている。また、日商簿記検定におい

て中小会計要領についての出題区分を追加するという取り組みに関して、会計専門家を目指す人が受験する税理士試験や公認会計士試験においても中小会計要領の出題区分を追加する必要があり、そうすれば普及にも繋がるのではないかと考える。

ほとんどの中小企業は会計ソフトを利用しており、その会計ソフトの中に中小会計要領の考え方を組み込んでもらうことが必要。広報の対象の中に会計ソフト関連団体を位置づける必要がある。

保証協会の会計割引制度については、これまで一つでも準拠しているものがあればよいとしていたことや、虚偽と受け取れるようなチェックリストの提出があったなど趣旨に合わない運用が行われていたことは十分理解している。ただし、中小会計要領は一見簡易なやり方に見えるが、減価償却や引当金などを本当に全てきちっと実施していれば相当な信用力の強化に繋がるはずであり、信用保証協会には是非引き続き制度の継続をお願いしたい。チェックリストについては全て準拠していなければ信用力があると認められないのではないかと考える。

中小会計要領の目的として掲げられている中小企業の成長に資するという視点を、報告書においてもより具体的に記載することが望ましいのではないか。具体的には「中小会計要領が定着することで・・・経営改善等を図り」との報告書の前文の表現を、「IV.『中小会計要領』の活用」の部分にこそ記載することはどうか。例えば、経営者の立場からすると、経営改善等が図られているかどうかは経営指標等が改善されていくことで具体的に実感されるので、そうしたことを念頭においた記載にすることはどうだろうか。

商法 19 条で適時、正確に、商業帳簿を作成せよという記載があり、これは個人事業主に対しても適用されるということを考えると、元々計算書類の作成は外部報告だけではなく、内部報告も兼ねていると考える説がある。現場では適時正確に会計帳簿を作成していない企業があり、そのような企業に帳簿を付け、何とか月々の経営状況の把握をしてほしい、それが経営に役立つのだという考えから中小会計要領は作成されているのであり、経営指標の改善等を記載するのは、現場目線で作成された中小会計要領の当初の目的から少し乖離してしまうのではないか。

今回いただいた意見についての報告書の修正については、事務局や各団体と相談の上で、座長一任とさせていただきます、検討会に報告させていただいてよいか。

<<異議なしとの発声あり>>